

日医発第 2031 号(健Ⅱ)(健Ⅰ)

令和 8 年 3 月 1 9 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡 辺 弘 司

濱 口 欣 也

(公印省略)

こどもの性と健康に関する普及啓発等の取組のさらなる充実について

貴会におかれましては、母子保健行政の推進についてご尽力いただき、御礼申し上げます。

「プレコンサポーター養成講座の開始等について（依頼）」は令和 8 年 1 月 14 日付（日医発第 1653 号(健Ⅱ)）において、お知らせしております。

令和 7 年 5 月に策定した「プレコンセプションケア推進 5 か年計画」を踏まえた今後 5 年間の集中的な取組として、今般「こどもの性と健康に関する普及啓発等の取組のさらなる充実について」、こども家庭庁、文部科学省の連名で各自治体等宛に通知がなされ、本会に対して協力依頼がありました。

こどもの性と健康の問題においては、別添のとおり、教育委員会と母子保健部局との連携及び学校医、医師、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得ながら、各地域の実情に応じて取組を推進することが求められております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員等への周知方につきまして、ご高配を賜われますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和8年3月11日

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本産科婦人科学会
公益社団法人日本産婦人科医会
公益社団法人日本小児保健協会
公益社団法人日本小児科医会
公益社団法人日本看護協会
公益社団法人日本助産師会
公益社団法人日本栄養士会

御中

こども家庭庁成育局母子保健課

こどもの性と健康に関する普及啓発等の取組のさらなる充実について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

過日、「プレコンサポーター養成講座の開始等について（依頼）」において、会員への周知を依頼したところです。

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）第1項に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月22日閣議決定）プレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築することとされており、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行うことなどとされています。

また、令和7年5月22日に策定した「プレコンセプションケア推進5か年計画」を踏まえた今後5年間の集中的な取組も踏まえ、別添「こどもの性と健康に関する普及啓発等の取組のさらなる充実について」（令和8年3月11日付こども家庭庁成育局母子保健課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）により、各自治体等宛に、教育委員会と母子保健部局との連携及び学校医、医師、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得ながら、各地域の実情に応じて、こどもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組のさらなる充実を依頼しております。

貴会におかれましては、別添事務連絡の内容について御了知いただき、こどもの性と健康に関する取組のさらなる充実に向け、自治体との連携体制の推進等の積極的なご協力を宜しくお願いいたします。

こどもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組の充実を依頼するものです。

事務連絡

令和8年3月3日

各都道府県・市区町村 母子保健主管部（局）
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

こども家庭庁成育局母子保健課
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

こどもの性と健康に関する普及啓発等の取組のさらなる充実について

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）第11条第1項に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月22日閣議決定）においては、「成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項」として、別紙1のとおり、「プレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築する」こととされ、そのため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行うことなどとされています。

また、令和7年5月22日に策定した「プレコンセプションケア推進5か年計画」を踏まえた今後5年間の集中的な取組として、別紙2のとおり、「国、地方公共団体、国立成育医療研究センター等の専門機関や関係団体等が、それぞれの役割に応じて、着実にプレコンセプションケアを推進していくことが期待され」ているほか、「プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す人材」である「プレコンサポーター」を5年間で5万人以上養成することを目指すとされています。

このことを踏まえ、引き続き、学校においては、児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施に努めるようお願いします。なお、これまでも、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について」（令和5年3月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）において、学校での性に関する指導における外部講師の活用等について依頼してきたところですが、各自治体においては、教育委員会と母子保健部局とが連携し、必要に応じて、学校医、医師、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得るなどして、例えば、学校教育において、各教科等の指導や教育課程外の講演等に医師や助産師等の専門家を外部講師として活用したり、医師や助産師等の専門家と連

携して個別指導を行ったりするなど、各地域の実情に応じて、こどもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組の充実を図るようお願いします。

なお、こども家庭庁の国庫補助事業「性と健康の相談センター事業」においては、学校で児童生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する自治体への支援を行っています。また、令和8年度予算案では、当該事業の一部事業に実施主体として市町村を追加し、条件を満たせば補助率の嵩上げを可能とする内容を盛り込んでいますので、母子保健部局と教育委員会で連携し、御活用いただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の方法については、例えば、他の案件とまとめて周知する、貴課主催の研修・会議等の場で配布する等、貴課において適切に判断いただくようお願いします。

<本件連絡先>

(母子保健施策について)

こども家庭庁母子保健課

T E L : 03-6862-0413

E-mail : precon@cfa.go.jp

(学校教育について)

文部科学省総合教育政策局

健康教育・食育課保健指導係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2918)

E-mail : kenshoku@mext.go.jp

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月）
（抜粋）

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

1 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

(3) その他成育過程にある者に対する専門的医療等

- 各都道府県において、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者は、地域の学校医や小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等と連携を図り、思春期のこころの問題も含むこどもの性と健康の問題について、学校等へ情報を共有するなどの適切な連携方法を検討することが期待される。

2 成育過程にある者等に対する保健

(1) 総論

- 不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築する。

(4) 学童期及び思春期における保健施策

- 男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。
- 思春期の人工妊娠中絶、梅毒及びH I V感染症を含む性感染症問題に対応するため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行う。
- 思春期のこころの問題も含むこどもの性と健康の問題に対応するため、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の連携を推進する。

(5) 生涯にわたる保健施策

- 思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の推進等により、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。特に、若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。

3 教育及び普及啓発

(1) 学校教育及び生涯学習

- 男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。（再掲）

プレコンセプションケア推進5か年計画
～性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて～
(令和7年5月) (抜粋)

Ⅲ. 今後5年間の集中的な取組

1. 性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供

(3) 自治体・企業・教育機関等でのプレコンセプションケアについての取組のサポート

- プレコンセプションケアについて、対象者の「当事者意識」を醸成し、必要な情報提供を行う観点から、地域や現場の状況やニーズも踏まえつつ、自治体・企業・教育機関・関係団体等において、プレコンセプションケアに関する講演会を開催することも有用である。

- プレコンセプションケアに関する知識の普及を、自治体・企業・教育機関等の地域や社会全体で実施していく必要があることから、国においては、プレコンセプションケアに関する講演会の企画を行う等の普及啓発を行う人材育成等を進める。

(4) プレコンセプションケアの普及に係る人材育成

- ワーキンググループにおける検討を踏まえ、自治体・企業・教育機関等において、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す「プレコンサポーター」の人材育成を行う。

(プレコンサポーターとは)

- プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す人材を「プレコンサポーター」とする。
 - ・ 教育機関では、保護者の理解も得ながら、専門職による出前講座や個別相談の企画や実施等を行う。地域の医療機関や自治体と連携し、保護者も含めて、プレコンセプションケアに関する情報提供を行う。
 - ・ プレコンサポーターを担う人材としては、例えば、学校医、養護教諭、栄養教諭、看護師、保健師、心理士、教育機関や教育委員会の職員等が想定される。

- 自治体・企業・教育機関等合わせて、5年間でプレコンサポーター5万人以上の養成を目指す。

Ⅳ. おわりに

- 本計画を踏まえ、国、地方公共団体、国立成育医療研究センター等の専門機関や関係団体等が、それぞれの役割に応じて、着実にプレコンセプションケアを推進していくことが期待される。